

野田市学校給食センターの設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条
例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 2 1 号

野田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

野田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年野田市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表野田市学校給食センターの項中「宮崎 2 1 0 番地の 5」を「鶴奉 1 6 0 番地の 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。